

毎年所属団体へ提出して下さい。数量と積立単価は毎年設定を変更することができます。

別紙様式例第5号

## 記載例

# 漁業用燃油購入予定数量等設定申込書

平成**29**年〇月〇〇日

一般社団法人  
漁業経営安定化推進協会 御中

申込者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地  
申込者氏名 **大漁 太郎** (印)  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約に基づき、漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の対象となる燃油購入予定数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

1. 対象期間 平成**29**年**4**月**1**日から平成**30**年**3**月**31**日まで
2. 対象数量 (漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の対象となる燃油購入予定数量)  
(A 重油) **10,000** リットル  
(軽油) リットル  
(ガソリン) リットル  
(その他燃油) リットル  
合計 **10,000** リットル

この数量までが、1年間に補填される数量となりますのでご注意ください。  
(積立残額があっても、この数量以上は補填されません)

3. 積立て単価 (1キロリットル当たり) の選択 (次のいずれかに○印を付して下さい)

○漁業用燃油価格安定対策事業

①**7500**円 ②6500円 ③5000円 ④4000円 ⑤3000円 ⑥2000円 ⑦1000円

4. 燃油補填積立金の納入方法等  
(積立ての金額)

購入予定数量、積立単価及び納入方法は、毎年見直すことが可能です。

選択された単価 (7500円) / 1000 × 予定数量設定申込書の数量 (10,000リットル) = 75,000円

\* 積立ての金額は、計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

(納入方法) 次のいずれかに○印を付して下さい

①**一括納入**

② 分割納入 (次のいずれかに○印を付して下さい。)

ア 6月と 月の2分割

イ 6月と 月と 月の3分割

ウ 6月と9月と12月と3月の4分割

\* 分割のア又はイの6月以降の納入期日は、9月・12月・3月の中から任意に選択して下さい。

\* 分割納付の納付額は均等分割です。端数は6月末に加算されます。

### 【燃油購入予定数量等設定における留意事項】

- ・ 契約申請の経由機関である漁業協同組合等が、燃油購入予定数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入予定数量が設定できない場合があります。
- ・ 補填金交付の有無にかかわらず、毎四半期ごとの燃油の購入数量を納品書等の写しを添付して速やかに経由機関に報告してください。
- ・ 燃油購入予定数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金を納入してください。

積立金の納付方法を選択して下さい。積立金は6月末までに納付して下さい。(分割でも必ず)

## 省エネ計画の内容を変更しない場合、計画書の再提出は不要です。

5. 漁業用燃油緊急特別対策の適用に係る申し出（次のいずれかに○印を付して下さい。）

次の①から③が「はい」の場合、特別対策の対象となります。

- ① 平成25年12月末までに積立契約を締結し、平成28年度も特別対策に加入している（年度途中での脱退を除く）。

はい  いいえ

既に特別対策に加入していて今年度も延長して取り組む漁業者は、「はい」に「○」をして下さい。

- ② 「水産庁長官が別に定める加入者等について」（平成25年6月24日付け25水漁第679号水産庁長官通知）第1（1）に定める資源管理計画又は漁場改善計画等に参加している

はい  いいえ

既に特別対策に加入していて今年度も延長して取り組む漁業者は、「はい」に「○」をして下さい。

（「はい」に○を付けた方は、6月末までに、所属漁協等で確認させていただきます。

「いいえ」に○を付けた方は、この特別対策は適用を受けられないこととなりますが、従来の漁業経営セーフティーネット構築事業は適用されます。）

- ③ 「水産庁長官が別に定める加入者等について」（平成25年6月24日付け25水漁第679号水産庁長官通知）に係る省エネに関する計画を策定し、実施する

はい  いいえ

既に特別対策に加入していて今年度も延長して取り組む漁業者は、「はい」に「○」をして下さい。

（「はい」に○を付けた方は、当該計画を、6月末までに、所属漁協・漁連等にご提出いただきます。所属漁協・漁連等を経由して漁業経営安定推進化協会に送付され次第、本法人に置かれた省エネ計画審査委員会において審査させていただきます。

「いいえ」に○を付けた方は、この特別対策の適用は受けられないこととなりますが、従来の漁業経営セーフティーネット構築事業は適用されます。）

6. グループ加入の場合は、グループ構成員数を記載して下さい。

●人

グループ加入や漁協一括加入の場合、必ず漁業者数を記載して下さい。  
（規約も整備する必要があります）

7. 漁業経営におけるコスト削減の取組

漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、加入者は、要領の規定により、漁業経営におけるコスト削減の取組を実施する必要があります。

対象期間に行う、また前年度に行った漁業経営におけるコストの削減の取組について該当する取組のチェック欄に「○」を付けてください。(複数可)

※1つ以上の取組を行ってください。

コスト削減の取組内容	チェック欄 【対象期間】	チェック欄 【前年度※2】
燃油コストの削減・燃費の向上	○	○
冷凍・冷蔵コストの削減		
輸送コストの削減		
餌料コストの削減		
種苗コストの削減		
漁業用資材コストの削減		
販売費及び管理費の削減		
その他		
( )		

1. 該当する項目以外の取組の場合は、その他チェック欄( )内に記載して下さい。
2. 対象期間の前年度、セーフティーネット未加入の場合は、前年度に該当する取組を実施したかどうかを確認し、該当する場合は「○」を付けて、具体的な取組内容を記載して下さい。

対象期間に取組むコスト削減の欄に「○」を付けて下さい。(全ての漁業者が対象)

対象期間の前年度に取り組んだコスト削減の欄に「○」を付けて下さい。(全ての漁業者が対象)